

南三陸町学校給食費助成金制度のご案内

この制度は、町立小中学校に在学する児童生徒の学校給食費を負担する保護者に対し、その経費の一部を助成することにより、保護者の負担を軽減するとともに、児童生徒の教育を受ける機会の確保を目的として、助成金を交付するものです。

助成の対象

南三陸町に在住で、2人目以降の子が町立小中学校に在学する児童生徒の保護者が対象です。ただし、就学援助（東日本大震災に起因するものを含む）を受給されている世帯は対象となりません。

助成金額

助成金は、毎年度の3月1日までに保護者が負担した在学児童生徒に係る学校給食費の額に対し、次の割合で交付します。

- (1) 在学児童生徒が2人目の子である場合 10分の5
- (2) 在学児童生徒が3人目以降の子である場合 10分の9

申請手続き

手続きの詳細については、2月に在学する学校を通じてお知らせしますので、申請書に必要な事項を記入の上、必要書類を添付して学校に提出してください。

☎ 教育委員会事務局 学務係 ☎46-2604

令和5年度 南三陸町育英資金貸付のお知らせ

【貸付内容】

■ 貸付金額

- ① 大学など（専門学校を含む）に在学または入学見込みの人
 - ・月額4万4千円以内
 - ・入学時貸付金50万円以内
- ② 高等学校に在学または入学見込みの人
 - ・学校所在地が町内の場合：月額1万円以内
 - ・学校所在地が町外の場合：月額1万5千円以内

■ 貸付条件

- 貸付利率…無利率
- 貸付期間…5年以内（修業年限）
- 返還期間…貸付終了の翌年4月から10年以内
- ※貸付者は若干名で、貸付決定者には本人宛に通知します。
- ※貸付者は選考委員会により決定します。
- ※貸付対象の要件を満たさない場合は、貸付ができない場合もあります。
- ※他の奨学金との貸付併用はできません。

【受付期間】 2月15日(水)～3月15日(水)

【提出書類】

- 1 育英資金貸付申請書・育英資金奨学生推薦書
- 2 住民票（世帯全員）
- 3 令和4年分の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、確定申告書の写しなど）
- 4 滞納がないことの証明書
- 5 在学証明書または入学予定を証明する書類の写し（新たに入学する場合は合格通知書等の写し）
- 6 その他教育委員会が必要と認める書類

【提出先】

教育委員会事務局学務係（本庁舎1階）

☎ 教育委員会事務局 学務係 ☎46-2604

南三陸町生活支援商品券は期限内にご利用ください

新型コロナウイルス感染症への新たな支援策として、町が発行している「南三陸町生活支援商品券」の利用期限は、**1月31日(火)**です。

☎ 企画課 政策調整係 ☎46-1371

- 期限後の商品券はご利用いただけません。
- 商品券利用の際にはお釣りが出ませんので、ご注意ください。
- 商品券の譲渡、転売はできません。
- 未使用の商品券を現金と引き換えることはできません。

高圧電力利用事業者電気料支援金

新型コロナウイルス感染症や原油などの価格上昇に伴う電気料金の高騰の影響による町内事業者の経営に及ぼす影響を緩和するため、町内の事業用施設で、高圧または特別高圧の電力契約により電力供給を受けている事業者に対して、電気料金の一部を支援します。

● 支給対象事業者

次の全ての要件を満たす事業者（法人、個人事業主など）が対象事業者となります。

- 1 町内の事業用施設（店舗、工場、事務所その他の事業所で、所有、管理または占有している施設（国・県・町などの施設を除く））において、小売電気事業者（東北電力(株)または新電力会社）と契約し、高圧または特別高圧の電力供給を受け、かつ、電気料金を負担している事業者
- 2 支給申請時点で町内で事業を営み、かつ、交付申請後も町内での事業を継続することが確実である事業者
- 3 代表者、役員などに暴力団員等が含まれていない者
- 4 町税に滞納がないこと。

● 支給対象経費

対象事業者が高圧または特別高圧の電力供給を受けている町内の事業用施設（以下「高圧電力利用施設」という）における、令和4年7月から令和4年11月までの期間に使用した電気料金（小売電気事業者に対し、既に電気料金を支払済のものが対象）

● 支援金の額

支援金の額は、高圧電力利用施設における、令和4年7月から令和4年11月までの期間の使用電力量の合計（kWh）×5円で算出した額
ただし、1事業者当たり100万円を上限とします。

● 申請期間および申請方法

1月4日(水)～2月10日(木)
窓口での申請としますが、郵送でも申請受付を可とします。

● 申請書類

- 1 支給申請書兼請求書（様式第1号）
- 2 高圧電力施設一覧（様式第2号）
- 3 令和4年7月から令和4年11月までの期間の使用電力量および当該電力量に係る契約名義、小売電気事業者の名称、使用場所、契約種別（電圧など）、使用した月、使用電力量、電気料金の額が分かる書類（電気料金請求内訳書、使用電力量のお知らせなど）の写し
- 4 3の電気料金の支払い状況が分かる書類（領収書、振込明細など）の写し。ただし、3の書類で確認できる場合は、添付を省略できるものとします。
- 5 本人確認書類（申請者が法人の場合は、登記事項証明書）
- 6 支援金の振込先に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人など）が分かる書類（預金通帳の写しなど）
- 7 町税に滞納がないことを証明する書類（納税証明書など）
- 8 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

☎ 南三陸町商工観光課 商工業立地推進係

☎46-1385

Eメール：syoukou@town.mimamisanriku.miyagi.jp

農業の物価高騰対策事業を実施します

町では、物価の高騰による農業経営への影響緩和と営農継続を図ることを目的に、次のような支援を実施します。詳しい内容は、町のホームページをご覧ください。農林水産課までお問い合わせください。

【実施事業】

- 燃油価格高騰対策支援事業
園芸施設の加温を目的としたA重油および灯油の購入経費の一部として、1リットル当たり6円を上限に補助金を交付します。
- 肥料価格高騰対策支援事業
国と県が実施している肥料価格高騰対策事業の対象となる販売農家に対し、JA新みやぎを通じて高上げ補助を行います。国と県が実施している事業（高騰額の85パーセント）の残りの15パーセントを交付します。
- 飼料等価格高騰対策支援事業
飼料等の価格高騰対策支援として、繁殖牛、肥育牛、

乳用牛および羊1頭当たりの支援金を交付します。1頭当たりの交付額は、繁殖牛8千円、肥育牛・乳用牛10千円、羊3千円で、子牛（生後4カ月未満）は半額となります。

【肥料価格高騰対策事業に係る農業者向け説明会】

開催日 1月25日(水)
時間・場所 ①午前10時から
JA新みやぎ南三陸統括営農センター1階大会議室
②午後1時30分から
歌津公民館 会議研修室

☎ 農林水産課 農林業振興係 ☎46-1378